



冬から春へ移り変わる導水路と桜並木

◆ 目 次 ◆

○ご 挨拶	P2. P3
○臨時総代会、令和 2 年度決算	P4. P5
○通常総代会、令和 3 年度事業報告	P6～P9
○令和 4 年度予算	P10
○お 知 ら せ	P11.P12

ご 挨 拶



理事長の谷口でございます。広報の発行にあたり組合員の皆様にご挨拶を申し上げます。

当改良区組合員の皆様には、各種事業の推進について日頃から格別のご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

また、茨城県県南農林事務所、管内各市、そして茨城県土地改良事業団体連合会等、関係機関の皆様にも、特段のご支援ご協力を頂き御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症について、今年に入りオミクロン株の感染拡大による第6波が到来し、茨城県においてもまん延防止等重点措置が適用され、2度の期間延長を経て3月に解除となりましたが、新たな変異株の発生など依然として予断を許さない厳しい状況が続いております。皆様方には、引き続き基本的な感染対策等の徹底をお願いいたします。

このような中、昨年度末の通常総代会においては、感染症対策を踏まえ、書面議決を活用し参集人数縮小を図り開催させていただきました。総代皆様のご理解ご協力により全議案可決決定されましたことに心より感謝申し上げます。

今年度の国の土地改良事業当初予算は、前年比100.5%、県の当初予算は、前年比99.8%となっております。土地改良区を取り巻く環境は、農業水利施設の老朽化や自然災害の頻発・激甚化など大変厳しい状況にあります。これらに対し、適正化事業等の各種事業による計画的な更新改修や

福岡堰土地改良区 理事長 谷口 眞一

防災・減災対策に積極的に取り組んでまいります。今後も土地改良事業の計画的・安定的な推進のため、関係機関と連携を図りながら予算確保に向け国等への要望活動を実施してまいります。

また、東日本大震災以後の電気料金の値上げ等により維持管理費の支出が増加傾向にあり、電力料の負担軽減が喫緊の課題となっております。当管内には、用水の不足を補うための機場が数多く設置されておりますが、この機場は、あくまで用水の補給としての施設でありますので、降雨の場合等は運転を停止し、節電のためにもこまめな運転管理をお願いいたします。

次に、当管内の今年度の主な実施事業について、県営事業として、地盤沈下対策事業福岡堰4期地区と小貝東部2期地区、経営体育成基盤整備事業伊奈北部地区にて引き続き整備する予定です。また、当改良区発注分として、県単土地改良事業3地区や内郷工事を予定しておりますので、関係役員・総代・地元組合員の皆様のご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

今年度の灌漑開始の時期は、適度な降雨があり、導水路の貯水状況も満水となり順調にスタートすることができました。引き続き用水の安定供給、円滑な灌漑が進められるよう努めてまいります。また、魅力ある農業農村が持続的に発展していけるよう、皆様方と共に取り組んでいくことが重要であると考えておりますので、より一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、組合員の皆様そして各関係機関の皆様のご健勝と更なるご発展をご祈念申し上げます。ご挨拶といたします。



茨城県県南農林事務所 土地改良部門長 倉持 明彦

4月の定期人事異動により、茨城県県南農林事務所土地改良部門長として参りました倉持でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

福岡堰土地改良区の皆様には、日頃より本県の農業振興並びに農業農村整備事業の推進にあたりまして、特段のご支援とご協力を賜っておりますことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

県では、去る3月23日に「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けて引き続き取り組んでいくため、「第2次県総合計画～『新しい茨城』への挑戦」を策定したところです。農業分野におきましては「強い農林水産業」を実現するため、

- (1) 農林水産業の成長産業化と未来の担い手づくり
- (2) 県食材の国内外への販路拡大
- (3) 農山漁村の活性化

に重点的に取り組むこととしました。

特に、農業農村整備事業については、意欲ある担

い手への農地の集積・集約化とともに、水田の生産コスト削減のための大区画化や高収益作物の導入に向けた排水改良、畑地の生産性向上のための区画整理や高品質な青果物の安定生産に必要なかんがい施設の整備を推進して参ります。

また、老朽化が進む農業水利施設の長寿命化や計画的な補修・更新、防災・減災対策の強化、更には多面的機能支払交付金を活用した農地や用排水路等の保全活動の拡大も積極的に進めて参ります。

次に、福岡堰土地改良区管内で実施しております県営事業の概要について、ご紹介させていただきます。

経営体育成基盤整備事業伊奈北部地区、伊奈北部2期地区におきましては、引き続き排水路工事を予

定しております。地盤沈下対策事業福岡堰4期地区におきましては、鐘打落排水路の改修工事を、同じく地盤沈下対策事業小貝東部2期地区におきましては、川通用水路等の改修工事を予定しております。

農業農村を取り巻く環境は大変厳しいものがありますが、当事務所としましては、事業の早期完了と効果発現を図るため、必要な予算の確保と効果的な執行に努めて参りますので、引き続き皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、福岡堰土地改良区の益々のご発展と組合員の皆様のご健勝、ご多幸をお祈り申し上げましてご挨拶と致します。



茨城県土地改良事業団体連合会 県南事業所長 栗原 浩之

4月の定期異動によりまして、土地改良事業団体連合会県南事業所に赴任いたしました栗原でございます。どうぞよろしくお願い致します。

谷口理事長をはじめ、福岡堰土地改良区の皆様方には、常日頃より農業農村整備事業の推進はもとより本会の運営並びに諸事業の推進につきまして、多大のご理解とご協力、ご支援を賜っておりますことに紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の急拡大や減少に翻弄され、日常生活はもとより様々な活動に大きな制約を受けました。本会においても、例年実施している各種会議、研修会等が影響を受け、書面による開催または延期、中止など会員の皆様には何かとご迷惑やご不便をおかけ致しました。引き続き、感染症予防対策に万全を期した上で、組織運営並びに諸事業に当たって参りますのでご理解とご協力をよろしくお願い致します。

さて、近年の農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、担い手の減少、荒廃農地の増大や鳥獣被害の増加、農業用施設の老朽化、気候変動による豪雨災害などにより農地、農業用水等の管理や営農の継続が困難になるなど、様々な課題に直面しております。

このような情勢のもと、昨年3月に国においては、「新たな食料・農業・農村基本計画」が閣議決

定され、産業政策として「生産基盤強化による農業の成長産業化」、地域政策として、「多様な人が住み続けられる農村の振興」、この2つの政策を支える「農業農村の強靱化」が示されました。農業農村整備事業関係予算につきましては、昨年末に令和4年度当初予算が、前年を上回る4,468億円(令和3年度4,445億円)を閣議決定され、すでに成立している補正予算の国土強靱化5か年対策・T P P対策等1,832億円と合わせますと、令和3年度と同額の6,300億円となっております。しかしながら、事業を計画的・安定的に実施するためには、年度当初予算をしっかりと確保することが必要不可欠であります。当初予算の確保について、引き続き、会員の皆様方のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、この4月1日には、急施の防災事業の拡充、農地中間管理機構関連農地整備事業の拡充、土地改良事業団体連合会の業務の見直し、土地改良区の組織変更制度の創設が盛り込まれた改正土地改良法が施行されました。引き続き、本会といたしましても、国、県の関係機関と連携を図りながら、改正土地改良法に関し会員の皆さまと一緒に頑張って対応して参りたいと考えておりますので、宜しくお願い申し上げます。

結びに、福岡堰土地改良区の益々のご発展と、組合員の皆様方のご健勝をご祈念申し上げましてご挨拶とさせていただきます。

臨時総代会開催

令和3年10月8日(金)、つくばみらい市伊奈公民館において、臨時総代会が開催されました。新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、議決方法を「出席による議決」の他に「書面議決」を活用し、参集人数縮小の中、つくばみらい市十和地区の飯塚 清総代を議長に選出し、次の議案について審議し、全議案原案通り承認及び可決決定されました。



- 第 1 号議案 福岡堰土地改良区総代補欠席次決定について
- 第 2 号議案 福岡堰土地改良区役員の補欠選任について
- 第 3 号議案 土地改良施設の交換に係る契約締結について
- 第 4 号議案 令和2年度事業報告の承認について
- 第 5 号議案 令和2年度財産目録の承認について
- 第 6 号議案 令和2年度会計収入支出決算の承認について
 - (ア) 一般会計
 - (イ) 常勤役職員退職給与積立金特別会計
 - (ウ) 地区除外決済金特別会計
 - (エ) 地区除外決済金積立金特別会計
 - (オ) 備品費及び財産費引当積立金特別会計
 - (カ) 農地耕作条件改善事業特別会計
 - (キ) 県単土地改良事業特別会計

役員補欠選任について

令和3年10月8日(金)に開催された臨時総代会にて、役員補欠選任(第6被選任区・つくばみらい市三島地区理事)を実施した結果、高田雅生氏が理事に選任されました。

令和2年度決算について

令和3年10月8日(金)開催の臨時総代会において承認を得ました、令和2年度財産目録及び会計収入支出決算は次の通りです。

財 産 目 録

(単位: 円)

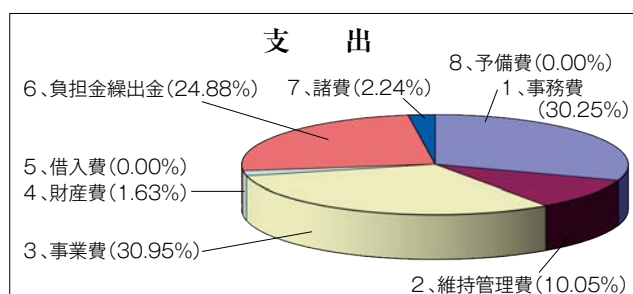
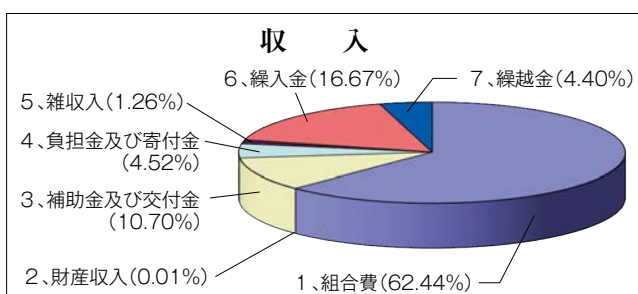
資 産		負 債	
流 動 資 産	32,003,336	長 期 負 債	0
特 定 資 産	591,500,054	短 期 負 債	591,250,054
固 定 資 産	163,417,898		
計	786,921,288	計	591,250,054

会 計 収 入 支 出 決 算

一 般 会 計

(単位：円)

収 入		支 出	
款	金 額	款	金 額
1.組 合 費	2 1 1, 0 8 1, 1 6 3	1.事 務 費	9 5, 8 4 2, 5 3 9
2.財 産 収 入	7, 5 0 0	2.維 持 管 理 費	3 1, 8 3 4, 6 4 2
3.補助金及び交付金	3 6, 1 7 4, 0 0 0	3.事 業 費	9 8, 0 5 2, 7 7 0
4.負担金及び寄付金	1 5, 2 9 0, 0 7 6	4.財 産 費	5, 1 4 2, 9 1 2
5.雑 収 入	4, 2 5 8, 5 0 4	5.借 入 費	0
6.繰 入 金	5 6, 3 7 3, 6 3 9	6.負 担 金 繰 出 金	7 8, 8 1 8, 9 4 1
7.繰 越 金	1 4, 8 6 1, 7 0 1	7.諸 費	7, 0 9 6, 1 7 0
		8.予 備 費	0
計	3 3 8, 0 4 6, 5 8 3	計	3 1 6, 7 8 7, 9 7 4



差引残額 2 1, 2 5 8, 6 0 9 円は、令和 3 年度へ繰越

特 別 会 計

(単位：円)

会 計 別	収入決算額	支出決算額	差引残額	摘 要
(イ) 常勤役職員退職給与積立金	7 4, 7 8 5, 9 8 4	0	7 4, 7 8 5, 9 8 4	令和 3 年度へ繰越
(ウ) 地区除外決済金	9, 7 5 5, 0 7 0	9, 7 5 5, 0 7 0	0	
(エ) 地区除外決済金積立金	3 2 0, 9 2 8, 2 9 6	5 6, 0 0 0, 0 0 0	2 6 4, 9 2 8, 2 9 6	令和 3 年度へ繰越
(オ) 備品費及び財産費引当積立金	2 5 1, 5 3 5, 7 7 4	0	2 5 1, 5 3 5, 7 7 4	令和 3 年度へ繰越
(カ) 農地耕作条案件改善事業	5 3, 6 1 0, 7 1 6	5 3, 6 1 0, 7 1 6	0	
(キ) 県単土地改良事業	2 6, 6 6 9, 8 0 9	2 6, 6 6 9, 8 0 9	0	
計	7 3 7, 2 8 5, 6 4 9	1 4 6, 0 3 5, 5 9 5	5 9 1, 2 5 0, 0 5 4	

通常総代会開催

令和 4 年 3 月 25 日（金）、つくばみらい市伊奈公民館において、通常総代会が開催されました。新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、議決方法を「出席による議決」の他に「書面議決」を活用し、参集人数縮小の中、つくばみらい市板橋地区の飯島 滋総代を議長に選出し、次の議案について審議し、全議案原案通り承認及び可決決定されました。



- 第 1 号議案 福岡堰土地改良区定款の一部改正について
- 第 2 号議案 福岡堰土地改良区規約の一部改正について
- 第 3 号議案 福岡堰土地改良区会計細則の全部改正について
- 第 4 号議案 福岡堰土地改良区地区除外等決済金積立規程の一部改正について
- 第 5 号議案 福岡堰土地改良区備品費及び財産費引当積立規程の一部改正について
- 第 6 号議案 福岡堰土地改良区工事執行規程の一部改正について
- 第 7 号議案 福岡堰土地改良区手数料徴収規程の一部改正について
- 第 8 号議案 福岡堰土地改良区地区除外等処理規程の一部改正について
- 第 9 号議案 福岡堰土地改良区慶弔内規の一部改正について
- 第 10 号議案 令和 3 年度農地耕作条件改善事業の施行議決中、一部変更について
- 第 11 号議案 令和 3 年度地区除外決済金積立金の運用処分の変更について
- 第 12 号議案 令和 3 年度会計収入支出補正予算（案）の議決について
 - （ア）一般会計
 - （イ）常勤役職員退職給与積立金特別会計
 - （ウ）地区除外決済金特別会計
 - （エ）地区除外決済金積立金特別会計
 - （カ）農地耕作条件改善事業特別会計
 - （キ）県単土地改良事業特別会計
- 第 13 号議案 令和 4 年度組合費賦課率及び徴収方法の議決について
- 第 14 号議案 令和 4 年度県単土地改良事業の施行について
- 第 15 号議案 令和 4 年度地区除外決済金積立金の運用処分について
- 第 16 号議案 令和 4 年度一般会計収入支出予算（案）の議決について
- 第 17 号議案 令和 4 年度予算内一時借入金限度額の議決について
- 第 18 号議案 令和 4 年度余裕金の預入先の議決について

令和 3 年度事業報告について

◆県営地盤沈下対策事業 福岡堰 4 期地区◆

工 事 名	工 事 内 容（m）			
谷井田沼落排水路 第 3 - 3 工 区	排水路工	L = 154.0	底盤護床	4.2 × 3.0
鐘打落排水路 第 1 工 区	排水路工	L = 235.0	L 型水路	4.3 × 1.2 ~ 2.0
鐘打落排水路 第 2 工 区	排水路工	L = 224.0	L 型水路	4.1 ~ 4.3 × 1.2



県営地盤沈下対策事業福岡堰 4 期地区 鐘打落排水路 施工前(左)・施工後(右)

◆県営地盤沈下対策事業 小貝東部 2 期地区◆

工 事 名	工 事 内 容 (m)			
川 通 用 水 路 区 第 3 工 区	用水路工	L = 476.3	三面水路	$4.7 \times 1.65 \sim 1.7$
台 通 用 水 路 区 第 1 工 区	用水路工	L = 155.9	三面水路	2.7×1.3
台 通 用 水 路 区 第 2 工 区	用水路工	L = 139.4	三面水路	2.7×1.3
川 通 五ヶ村用水路	用水路工	L = 211.8	フリューム水路	0.6×0.6
副 用 水 路 区 第 1 工 区	用水路工	L = 579.6	三面水路	$0.9 \times 0.6 \sim 0.9$
川 通 末 端 用 水 路	用水路工	L = 61.5	三面水路	$0.8 \times 0.75 \sim 0.95$



県営地盤沈下対策事業小貝東部 2 期地区 川通用水路 施工前(左)・施工後(右)



県営地盤沈下対策事業小貝東部 2 期地区 台通用水路 施工前(左)・施工後(右)



県営地盤沈下対策事業小貝東部 2 期地区 川通五ヶ村用水路 施工前(左)・施工後(右)



県営地盤沈下対策事業小貝東部 2 期地区 副用水路 施工前(左)・施工後(右)

◆県営経営体育成基盤整備事業 伊奈北部地区◆

工 事 名	工 事 内 容 (m)			
排水路護岸工事その 6	排水路工	L = 1,293.0	排水フリューム	0.3 ~ 0.8 × 0.3 ~ 0.9
排水路護岸工事その 7	排水路工	L = 1,211.3	排水フリューム	0.6 ~ 1.2 × 0.9
排水路護岸工事その 8	排水路工	L = 1,450.9	排水フリューム	0.4 ~ 0.6 × 0.4 ~ 0.9



県営経営体育成基盤整備事業伊奈北部地区 小張地先 施工前(左)・施工後(右)

◆土地改良施設維持管理適正化事業（第 4 3 期生）◆

工 事 名	工 事 内 容
城 中 用 水 樋 門 補 修 工 事	城中用水樋門補修工 N = 1 門

◆農地耕作条件改善事業◆

工 事 名	工 事 内 容 (m)
宮戸 2 期地区第 1 工区 排 水 路 護 岸 工 事	排水フリューム L = 272.2 0.6 × 0.9
宮戸 2 期地区第 2 工区 排 水 路 護 岸 工 事	排水フリューム L = 390.9 0.6 ~ 1.2 × 0.6 ~ 0.9



農地耕作条件改善事業 宮戸 2 期地区第 1 工区 施工前(左)・施工後(右)

◆ そ の 他 の 工 事 ◆

種 別	工 事 内 容
内 郷 工 事	幹線・支線・中用水路補修工、幹線・中排水路補修工
特 別 工 事	安全施設復旧工、道路横断排水暗渠改修工
施 設 破 損 復 旧 工 事	用水路・安全施設復旧工
農 地 転 用 工 事	用排水路護岸工、出入口暗渠工



令和 4 年度予算について

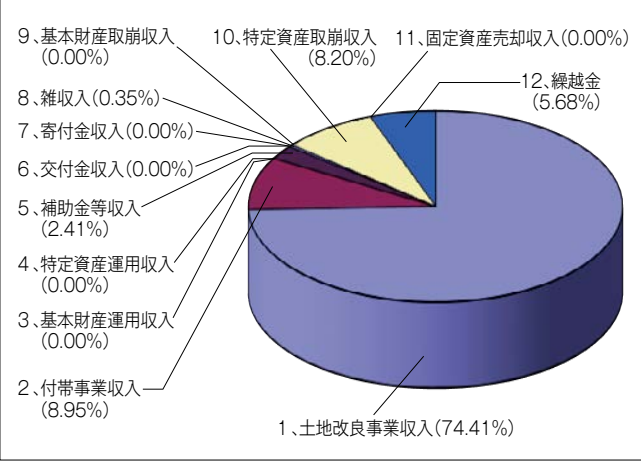
一般会計収支共
316,849,000円也

一般会計

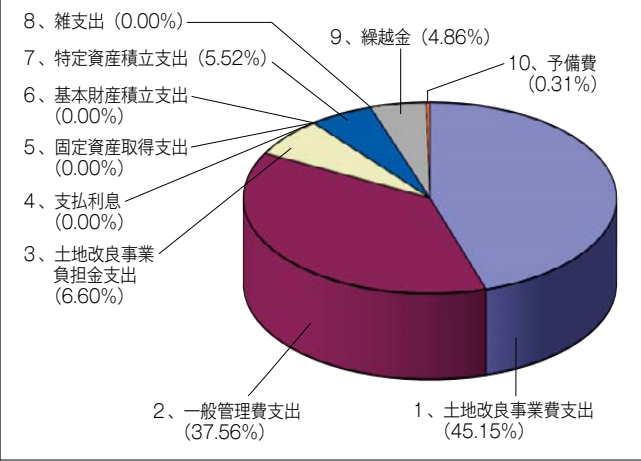
(単位：円)

収 入		支 出	
款	金 額	款	金 額
1. 土地改良事業収入	2 3 5, 7 7 2, 0 0 0	1. 土地改良事業費支出	1 4 3, 0 5 4, 0 0 0
2. 付 帯 事 業 収 入	2 8, 2 9 8, 0 0 0	2. 一般管理費支出	1 1 9, 0 0 7, 0 0 0
3. 基本財産運用収入	6, 0 0 0	3. 土地改良事業負担金支出	2 0, 8 9 4, 0 0 0
4. 特定資産運用収入	1 2, 0 0 0	4. 支 払 利 息	1, 0 0 0
5. 補 助 金 等 収 入	7, 6 3 8, 0 0 0	5. 固定資産取得支出	3, 0 0 0
6. 交 付 金 収 入	1, 0 0 0	6. 基本財産積立支出	1, 0 0 0
7. 寄 付 金 収 入	1, 0 0 0	7. 特定資産積立支出	1 7, 5 0 0, 0 0 0
8. 雑 収 入	1, 1 1 8, 0 0 0	8. 雑 支 出	1, 0 0 0
9. 基本財産取崩収入	1, 0 0 0	9. 繰 越 金	1 5, 3 8 8, 0 0 0
10. 特定資産取崩収入	2 6, 0 0 1, 0 0 0	10. 予 備 費	1, 0 0 0, 0 0 0
11. 固定資産売却収入	1, 0 0 0		
12. 繰 越 金	1 8, 0 0 0, 0 0 0		
計	3 1 6, 8 4 9, 0 0 0	計	3 1 6, 8 4 9, 0 0 0

収 入



支 出



※令和 4 年度より単式簿記会計から複式簿記会計へ移行しました。これに伴い、特別会計は一般会計に統合され、科目についても変更されております。

お知らせ

▼管内用排水路の藻刈り及び堤塘草刈りについて

当改良区管内には多数の用排水路があり、円滑なかんがいをとする為、毎年2回の藻刈り及び堤塘草刈りを組合員皆様のご協力により実施しております。昨年同様、新型コロナウイルス感染症対策として、手洗い・うがい、三密(密閉・密集・密接)等に注意し執行して頂けますよう、第1回目が6月5日(日)・第2回目が7月24日(日)に予定されておりますので、何卒ご理解とご協力の程よろしくお願い致します。

又、近年刈払機による草刈り作業が多くなっており、事故の件数も増加しております。満足な補償とまではいきませんが、傷害保険に加入しておりますので事故やケガには充分注意して頂き、万一の場合には当改良区へご連絡をお願い致します。尚、用排水の通水を妨げないよう水路内へ草が落ちてしまった場合には、取り除いて頂きますようお願い致します。

▼ごみの投棄から水路を守ろう

毎年、用排水路へのごみの不法投棄が一向に減らず、下流の用排水の通水に支障をきたしています。当改良区としても、警察に被害届を出している状況ですが、周りへの迷惑を承知で投棄する心ない行為に非常に悲しく残念に思います。又、ごみの処理には毎年多大な経費を要しており、組合員の皆様から納めて頂いている賦課金を充用している状況です。この現状にご理解頂き、ごみに対する意識を高め、絶対にごみを捨てない、捨てさせないように皆様のご協力をお願い致します。



農地の貸し借りお任せください!



最寄りの市町村(農政担当)または、茨城県農地中間管理機構まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

茨城県農地中間管理機構 ☎ 029-350-8687

(公益社団法人茨城県農林振興公社) 水戸市上国井町3118-1

■ホームページ <http://ibanourin.or.jp/kanri/>

茨城県農林振興公社

検索



こんな時には届出・申請が必要です！

組合員変更及び耕作移動

毎年5月に賦課金通知書と一緒に賦課地積の内訳として土地明細書を同封しておりますので、ご確認下さるようお願いいたします。

耕作地の移動又は組合員名に変更がある場合は、土地改良法により、本人が土地改良区へ届け出るようになっておりますので、必ず届け出るようお願い致します。

農地を転用するとき

農地を農地以外のものに転用するときには、あらかじめ土地改良区に地区除外の申請をして下さい。

土地改良区では、その土地を転用することにより、付近の他の農地に被害がないかどうかを検討した後に土地改良区の意見書等を交付します。その際に地区除外決済金等を納めて頂きますが、これは土地改良法で義務づけられており、その土地を地区除外することにより、残された農地が将来加重な負担にならないようにするためのものです。

公共事業用地として買収又は寄付した土地も同様に決済金等を納めて頂くことになりますので、事業主体（買収者）が手続きをするように十分に話し合いをして下さい。手続きをしないと賦課されますので、注意して下さいようお願い致します。

口座振替の申し込み

組合費の納付につきましては、金融機関での振込納付の場合、振込手数料は組合員さんご本人に負担して頂くことになりますので、ぜひ口座振替納付をご利用下さい。

手続きは簡単で、口座振替手数料の負担もありませんので、より多くの皆様からのお申し込みをお待ちしております。

浄化処理水等を放流するとき

福岡堰土地改良区の区域内には、大小の用排水路があります。このうち排水路に浄化槽を通して雑排水等を放流しようとする場合には、土地改良区の承認が必要です。本来、排水路は農業排水が目的であり、各家庭、事業所等から出る排水は、公共下水等で処理されることになっておりますが、その設備が無く、やむを得ず排水路への放流が必要な場合は、農作物に対する影響等を検討し、水質基準等を定め、認めております。

土地改良区の排水路へ浄化槽を通して雑排水等を放流するときは、必ず事前に承認を受けてから放流して下さい。

茨城県つくばみらい市福岡1546番地

福岡堰土地改良区

TEL 0297-52-4232

FAX 0297-52-6348

HP <http://www.fukuoka-suiri.or.jp>

E-mail info@fukuoka-suiri.or.jp

庶務課＝庶務全般、換地関係
経理課＝会計、組合費賦課徴収関係
工務管理課＝工事全般、用水配分関係

ホームページのご利用について

当改良区ではホームページを開設しております。こちらでは組合員の皆様へのお知らせに加え、当区の運営状況、沿革や概要等も掲載しておりますので、ご利用頂けたら幸いです。また、各種手続きに伴う申請書等を印刷することも出来ますのでご利用下さい。

福岡堰土地改良区

検索